

(別添1)

事業評価の結果（共通項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名（施設名）ポピンズナーサリースクール軽井沢風越

第三者評価の判断基準
長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a)	■ 1 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 2 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	○会社の理念、それにもとづく当園の理念と基本方針はホームページやパンフレット等に記載され、誰でも閲覧できるようにしています。 ○重要事項説明書には、当園が目指す教育と保育を実践するための具体的な目標、育てたい力をイラストやカラーページで保護者にもわかりやすく説明しています。毎月の園だよりや保護者会でも園が大切にしていることを丁寧に説明して周知と理解を図っています。 ○事業計画では、軽井沢の地域性も活かした運営方針が明記され、全体的な計画の中で、保育目標をはじめとして保育の基本方針、それを実現するための基本姿勢がわかりやすく記載されていました。 ○職員は、採用時の研修や定期的な職員会で法人が目指す理念と基本方針を理解し、常に理念に立ち返ることを意識して保育を実践しています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点		コメント
	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b)	■	8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○教育新聞・ニュースなどから情報を得る、本社との連携から本社会議での分析、把握した情報の報告を受ける、などが定期的に行われています。 ○当園では、こどものために教育移住をする家庭が増える中での保育園ニーズの高まりに着眼しています。地域とのつながりの中で実施される自然体験などのニーズに重点をおいて環境整備、保育活動をしています。 ○本社との情報共有はできていますが、今後は自園ならではの状況確認と分析を行っていきたい、との園長の言葉がありました。
					■	9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
					■	10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
					□	11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b)	■	12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○会社の方針や経営会議等の結果報告などを園長が理解し、課題を明確にしています。 ○本部との連携により課題の共有は行っていますが、意思疎通が難しい部分もあり、ギリギリの配置の中で課題を整理しながらチームで保育をしています。現状の理解と課題解決に向けて本部との連携をさらに進めながら、特に人的環境等の改善が進むことを期待します。
					□	13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	
					■	14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
					□	15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	■	16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○独自の保育アプローチにより、長期的な目標を明記、3つの手法、8項目の領域として具体的な活動計画を立案し、実践をしています。 ○職員会議や園内研修等において、園が大切にしていることや向かうべき方向を常に確認しています。定期的に目標の確認や実施評価を行い、社会情勢や、子どもの状況、実践の評価反省等に応じて、その都度、見直しをしています。
					■	17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
					■	18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
					■	19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点		コメント
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a)	■	20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○中・長期計画で明確にされている理念と基本方針に基づき、今年度の教育及び保育に関する全体的計画が立案されています。 ○全体的な計画に基づいた年間指導計画、月案→週案・日案が作成されています。未満児・障がい児保育においては個人計画が具体的に立案されています。
					■	21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
					■	22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
					■	23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a)	■	24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○事業計画の実施状況は定期的な園内職員会や必要に応じてその都度、見直しがされています。 ○開園3年目という状況から、定められた時期や手順の定着に向けて、職員からの報告や意見、評価・反省等をもとに試行錯誤をしながら組織として取り組んでいます。 ○検討結果はその都度全職員に周知されています。
					■	25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
					■	26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
					■	27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
					■	28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。	
			② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a)	■	29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○入園説明会では、事業計画や重要事項説明書をもとに、具体的な取組を丁寧に説明しています。定期的な組織運営委員会においても説明をしています。 ○事業計画はファイリングして玄関に置き、いつでも保護者が閲覧できるようにしています。利用者アンケートでは、保育園の基本的な方針について保護者の大半が理解していると答えています。 ○説明書は、保護者が理解しやすいように、カラー別の表、図等を用いて丁寧でわかりやすくなっています。
					■	30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
					■	31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
					■	32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点		コメント	
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a)	■	33	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	○園内研修や職員会は定期的に、または必要に応じて随時行われており、保育記録に基づく振り返りだけではなくその時々課題に対しても、見直しや評価をして次の活動や保育士の働き掛けにつなげています。 ○法人の内部監査、県の行政監査を受審しています。開園3年目の今年は第三者評価も受審し、自己評価結果をより具体化して、全職員が課題を明確にすることで、より質の高い保育を目指す取組として位置づけています。
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a)	■	34	保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。	
					■	35	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
					■	36	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
					■	37	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○日々の保育後や週末、月末、年末と定期的なミーティングで反省評価を行い、保育の質の向上に向けた取組を行うとともに、職員間で課題の共有をしています。 ○定期的な自己評価を実施しています。その結果を個人で分析したり、必要に応じて、職員間で共有することで組織としての改善課題を明らかにしています。 ○明らかになった課題等については単年度解決、中・長期計画で解決、などに分類して、改善計画を策定しています。改善計画により、段階的な取組が行われていました。
					■	38	職員間で課題の共有化が図られている。	
					■	39	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
			■	40	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。			
			■	41	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。			
			Ⅱ 組織の運営管理	プ1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	■
■	43	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。						
■	44	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。						
■	45	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点		コメント
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a)	■	46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○園長は法人の会議や研修に参加して、運営規定をはじめとして遵守すべき法令を学び、理解をしています。園運営にあたって労働基準法や個人情報保護規定なども把握しており利害関係者とも適正な関係を保っています。 ○園長は、ミーティングや園内研修などで、遵守すべき法令などについて職員にわかりやすく説明し、周知徹底を図っています。また、服務規程を明示しています。
					■	47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
					■	48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
					■	49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a)	■	50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○園長は、理念や保育方針の実現に向けて定期的に園内研修、個別の面談を実施しています。また、日常的に保育現場に入り、積極的にこどもの状況や保育の様子を確認しています。一人ひとりの職員に対しては保育を一緒にする中で、見守りや助言をしています。 ○園長は、本社や行政、各種団体等が主催する専門分野での研修、技術習得のための研修等に保育士が参加できるよう体制を整えています。
					■	51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
					■	52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
					■	53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
					■	54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
			② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	■	55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○園長は基本方針や運営方針に沿って人員配置を行い、法人会議において経営の改善や課題確認を行っています。その上で職員の確保や経営改善・業務の効率化に向けた取組をしています。 ○園長は当園開設にあわせて園長に就任し、3年目を迎えています。保育目標の実現に向けて園内組織を具体的に形成し、職員とともに試行錯誤をしながら取組を行っています。 ○園長は指導案、実施報告、短期での評価反省を丁寧に確認し、必要に応じて職員へのアドバイスをしています。
					■	56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
					■	57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
					■	58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点		コメント
	2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	■	59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○人材確保及び採用は法人の担当部署で行われていますが、園では移住者数など、地域の長期的なこどもの入所見込みにも配慮しながら、必要な人材確保に向けて計画的に取組をしています。 ○人材育成のための様々な研修の場が用意されています。新規採用時の基本的な研修後、園では現場業務を経験しながら適切な職員配置によるOJTが実施されています。
					■	60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
					■	61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
					■	62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	
			② 総合的な人事管理が行われている。	a)	■	63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○法人の理念や基本方針、園の全体的な計画等の中で職員の基本姿勢を明記しています。業務計画書は、毎年職員に配布され、説明と周知を行っています。 ○法人の就業規定等で人事基準を明確にして人事考課を行っています。職員の経験年数や資格、職務の成果や貢献度などを基準に評価をしています。また、定期的に個人面談が実施されているほか、必要に応じて面談を行い、職員の意向や意見を聞いています。 ○職員が将来の姿を描き、自身の課題や目標を明確にできるよう、法人には人事考課制度のほかに、キャリアパス規定があります。
					■	64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	
					■	65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
					■	66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
					■	67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
					■	68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b)	■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 ■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 ■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 ■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 ■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 □ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 ■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○勤務に関わる管理システムが整備されています。園長は有給取得率、時間外労働時間数などを管理し適正な改善に努めています。 ○タブレットなどを利用したICT化を進め、作業効率を上げることで事務作業等の効率化を図っています。 ○園長は職員一人ひとりについて保育を見守ったり声がけをしながら心身の健康やワークライフバランスに配慮をしています。定期的な面談や個人面談においても意向や意見等を丁寧に聞き取り、把握しています。 ○組織として、産業医を配置しています。健康相談やストレスチェック等を実施し、職員の心身の健康管理に努めています。 ○開園3年目の園であり、様々な経歴等の職員構成の中で、園長はチームワークを大切に、職員が働きやすい職場づくりを目指していました。育児休業復帰後の人員体制・配置などにも気配りをしています。課題も認識していました。本部との意思疎通等が速やかに行われ、更なる職場環境の向上が図れることをに期待します。
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a)	■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 ■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 ■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 ■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 ■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○キャリアアップ研修を積極的に受講できる制度が整っています。 ○法人が期待する職員像として、役職や等級、経験年数等による役割を明確にしています。職員は一人ひとりが年度初めに目標設定を行い、園長との面談で進捗状況を把握して目標管理を行い、自己評価につなげています。 ○園長は、日々の保育現場での様子を見守り、一人ひとりの保育計画、活動記録、保育士の自己評価を読み取っています。タブレット記録の中にあっても丁寧に確認し、そのうえで、励ましの言葉がけ、課題の整理や解決に向けた助言を行っています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a)	■ 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 ■ 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 ■ 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 ■ 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。 ■ 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○入社当初の研修会で法人や園が期待する職員像について理解し、明記された資料も各自が携帯しています。 ○年間研修計画が作成され、職員の資質向上を目指しています。法人主催の各種研修の他、行政や各団体が主催する研修にも参加しています。階層別研修や新人・中堅研修、専門別、医療分野研修が実施されていました。 ○園内研修も充実させており、各研修会で学んだことは必ず園全体に復命し共有しています。 ○研修計画について、定期的な評価を行い、次期の研修計画に活かしています。
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a)	■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 ■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 ■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 ■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 ■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	○園長は、現場での保育状況を確認し、面談等も行う中で、職員一人ひとりの保育技術水準や専門資格、知識等を把握しています。 ○法人独自の研修計画により、すべてのスタッフに向けて、定期的に充実した研修が実施されています。園では職員の状況に応じて必要な研修や希望する研修に参加できるよう、保育体制を整備しています。 ○園長は、複数担任制によるチーム保育を実施しており、経験や技術などを考慮したクラス編成をしています。その中でOJTが適切に行われるよう、メンバー構成をするなどの配慮をしています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点		コメント
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b)	■	92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○新設されたばかりの園のため、まだ実習生受け入れについては実績がありませんが、今年度から、受け入れを始めています。 ○本部で整備されているマニュアル等を参考にしながら、当園ならではの受け入れ準備を進めています。 ○実習は、現場保育士が自らを振り返る機会であるとともに、保育施設として福祉に関わる人材を養成する役割もあります。養成校との連携をとりながら実習生受け入れがさらに進むことを期待します。同時に、指導職員による評価の差異が出ないように、当園における評価基準や指導方法のマニュアル作成も期待します。
					■	93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
					■	94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
					□	95 指導者に対する研修を実施している。	
					□	96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
	3 運営の透明性の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a)	■	97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○保育園のホームページやパンフレット等に保育理念や方針、事業計画と事業報告、決算情報が記載されています。これらの情報は誰でも閲覧できるよう公開されています。園の紹介と特色および活動内容、園へのアクセスなども掲載されています。園の特色や活動の紹介は写真入りでこどもの様子がわかりやすい内容となっています。 ○各種会議での情報収集や地域との交流、地域行事への参加などを通して園への理解を深めてもらえるよう努めています。 ○今回の第三者評価受審結果について県のホームページで公開される予定です。
					■	98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
					■	99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
					■	100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
					■	101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
			② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a)	■	102 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○事務・経理・取引等に関するルールや全職員の職務分掌は本社業務計画に明記されています。 ○経理内容は毎月外部の顧問会計事務所によるチェックを受けています。 ○行政による定期監査、行政事務監査が行われています。また、本社監査も受審しています。 ○園長は行政監査の指導項目について、保育内容に関わることは全職員に周知して改善方法の指示を行っています。
					■	103 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている	
					■	104 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
					■	105 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b)	■ 106 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 ■ 107 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。 ■ 108 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 □ 109 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。 □ 110 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○地域に根差し、貢献していくための取組を始めているところです。開園3年目ということもあり、地域との交流はまだ少ないのが現状ですが、園長は、今後に向けて近隣の教育施設、UDC ISAK Japanとの交流、地元が主催する「軽井沢ザワザワ」への参加など、様々な連携を進めながら、地域に開かれた園にしていきたいと話しています。 ○園の運営を軌道に乗せることが先決であったと思いますが、すで実施している園開放を充実させて、さらには地元住民との交流機会を増やしていけることを期待します。
			② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b)	■ 111 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 ■ 112 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 ■ 113 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 □ 114 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 ■ 115 学校教育への協力を行っている。	○ボランティアの受け入れマニュアルが整備され、受入れ態勢を整えています。地元教育機関との連携、協力体制を整備しています。 ○地域に根差した、特有のボランティア活動なども幅広く受け入れ、地域住民等とのつながりが深まることを期待します。 ○ボランティア参加者は保育の専門知識がないことなどから思いがけない事故や、こども、保護者への配慮に欠けるケースなども想定されます。様々な事態に備える準備や園の受入れに対する方針をさらに詳細に明記したマニュアルの整備が望まれます。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	■ 116 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ■ 117 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ■ 118 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ■ 119 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ■ 120 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 ■ 121 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	○地域の関連関係施設として、市町村や学校、医療機関、学校、各専門相談事業所、児童相談所、警察署、消防署等をリスト化し、事務室に掲示しています。 ○支援が必要な子どもや配慮が必要な家庭などについて、支援センターなどと情報共有を行って行政との連携を図っています。その外にも、関係機関との連絡や情報交換などを積極的に行い、保育園の役割としての必要な支援が届くように取り組んでいます。各種機関との連携内容は記録し、職員との情報共有を図っています。 ○保育の全体計画の中で、家庭との連携の他、虐待の早期発見、地域との連携を明示しています。 ○保護者に向けた説明書の中でも、虐待防止のための措置について明記しています。
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a)	■ 122 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。 ■ 123 （保育所） 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 ■ 124 （保育所） 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○法人のホームページや地域への発信情報の中で、「地域と連携し、開かれたナーサリースクールを目指します」と園の基本姿勢を示しています。 ○民生委員等と地域の情報を共有しています。委員や地域担当者、行政との連携を密にし、法人の理念にもとづきながら地域への貢献事業に取り組んでいます。 ○地域の関係機関との連携のもと、地域福祉向上のために発達・育児の相談などの活動を行っています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a)	■ 125 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。 ■ 126 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 ■ 127 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 ■ 128 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。 ■ 129 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○法人は、軽井沢地区について、「若い世代の軽井沢移住が増え、保育環境へのニーズが高まっている」と判断して、グループの施設としては長野県内で初めてとなる当園を設置しました。○地域の特性から夏季の保育需要が高まっていることを受け、夏季は一時預かり保育を実施しています。○災害時には地域の指定避難場所としての役割を担っています。AED設置や備蓄品・授乳場所やおむつの提供などの準備があります。また、園舎の屋根の一部は浅間山噴火に備えて火山対応となっており、住民の避難場所としての提供準備があります。
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a)	■ 130 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 131 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 132 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 ■ 133 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 ■ 134 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 ■ 135 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 ■ 136 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 ■ 137 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	○園の理念や計画には社会的責任として人権の尊重が明記されています。法人が主催する人権尊重の研修や虐待防止研修に参加し、全体ミーティングでは理念・方針とともに読み合わせを行い職員に周知徹底しています。○園では「多文化教育」をカリキュラムに取り入れ、視野の広い人間の育成に努めています。他者を尊重し、多様性を認識する力を育むため、様々な体験ができるようなプログラムが組まれています。環境設定では、肌の色の違う人形を置くなどの工夫も施していました。○食事の提供や行事等への参加について、保護者の意向を丁寧に聞き取っています。特に宗教上の理由に関わる場合は職員全員が共通理解したうえで、食事の提供にも可能な限り対応しています。○職員は、こどもに話しかけるときの姿勢や言葉遣い、こどもを否定しない言葉の選び方を心がけて自己評価や職員会での確認や研修会・講演会などから職員自身の人権感覚を高めています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a)	■ 138 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 ■ 139 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。 ■ 140 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。 ■ 141 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○個人情報保護法の法令化にもとづき、園の個人情報保護マニュアルを制定しています。読み合わせなどで職員に周知徹底しています。 ○一人ひとりのこどもが心地よく過ごすために、排泄や着替え等の生活の場面での保育室やトイレなどの使い方、ドアの設計にも安全とプライバシー保護の配慮がされていました。 ○こどもの情報や写真等を緊急時の連絡、広報活動としてホームページなどに使用することについて、保護者の同意を得ています。
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a)	■ 142 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 ■ 143 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ■ 144 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 ■ 145 見学等の希望に対応している。 ■ 146 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○園の理念や基本方針、保育の特色などは、ホームページなどにわかりやすく親しみやすい文面で写真・イラストを掲載し、紹介をしています。 ○特に理念や基本方針は系統的にわかりやすいように編集されており、当事業所の思いや願いが伝わる内容です。 ○見学希望には随時対応しています。見学の希望や子育て相談がしやすいように園を開放して各種事業を行っています。
			② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a)	■ 147 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。 ■ 148 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 ■ 149 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 ■ 150 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ■ 151 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○入園説明会、申込時、入園時等に資料を用いて重要事項の説明をし、理解を得ています。説明後には、内容を理解してもらったうえで「同意書」の提出をいただいています。 ○保育の開始や変更は、行政で定められた書式により手続きが行われています。 ○配慮が必要な保護者には、必要に応じて専門機関の職員等とも連携し、わかりやすく説明しています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対を行っている。	a)	■ 152 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 ■ 153 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 ■ 154 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	○園を変更したり卒園した後も支援や配慮が引き継がれるよう、行政や他園と連携をしています。保育や家庭支援の継続性が確保されるよう申し送りが適正に行われています。 ○保育園の変更にあたっては行政の規定により申し送りの手順や文書の内容が定められています。 ○園や地域の特性から、卒園後の進路が何校もありますが（昨年度は10人の卒園児に対して7小学校）、できる限り丁寧に連携し、対応しています。
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a)	■ 155 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。 ■ 156 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 ■ 157 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。 ■ 158 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。 ■ 159 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。 ■ 160 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○職員は、日々の生活や遊びの中で、こどもたちの会話や表情、子ども同士の関わりなどをよく観察するよう努めています。様々な場面で職員同士で共有し、子どもが安心して、意欲的に活動しているか、などの満足度を保育の振り返りの過程で把握するように努めています。 ○保護者には行事後や年度末にアンケートを行ない、利用者満足度を把握しています。 ○子どもや利用者の満足度を把握し、その評価に沿って活動計画を修正したり継続したりしながら質の高い保育を目指す取組がみられました。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
		(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a)	■ 161 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。 ■ 162 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 ■ 163 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 ■ 164 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。 ■ 165 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 ■ 166 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。 ■ 167 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	○「苦情解決の仕組の指針」にもとづき解決に向けた体制が整備されていました。苦情受付担当者を保育士、苦情解決責任者を園長とし、苦情解決第三者委員も本社員に加え、園外の2名（民生委員）に委託していることを明記しています。この仕組みは保育園の入口に掲示して保護者に周知しています。 ○苦情受付について保護者が申し出しやすいよう、アプリの連絡帳などでも意見や提案を聞いたり、こどもの送迎時には気楽に苦情を含む話ができるよう、職員は話しやすい雰囲気作りを心がけています。 ○意見箱を設置して保護者が匿名でも意見を出しやすいようにしています。苦情内容と解決策はプライバシーに配慮しながら公表しています。また、内容や解決策などの経過も含めて適切に記録、保管をしています。内容についてはその都度職員間で共有しています。
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a)	■ 168 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 ■ 169 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 ■ 170 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○苦情解決の仕組みは説明書に図入りで記載し、わかりやすく、また申し出をしやすいようにしています。 ○保護者相談、個別面談に際しては、プライバシーの保護に配慮した相談室が確保されていました。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a)	■ 171 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ■ 172 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 ■ 173 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ■ 174 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ■ 175 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 ■ 176 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○保育園業務マニュアルには苦情対応の手順が明記され、保護者からの意見・相談は職員から園長に報告し、必要に応じて園長が対応します。本社との協議が必要など、検討に時間がかかる場合は保護者にその旨を伝えたくうえで、必ず回答するようにしています。 ○園長、職員は日頃より、送迎時などにも保護者一人ひとりに声をかけ、前日の様子を聞いたり、子どもの園での様子を伝えたりしています。保護者の反応などから、個別相談が必要と考えられる場合は早めの対応を工夫しています。 ○保護者からの申し出や提案等にも速やかに対応しています。例として、駐車場で子どもが遊ぶことについて危険、という指摘を受けて、速やかに園だよりを発信し全保護者に注意を呼び掛けていました。
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a)	■ 177 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ■ 178 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 ■ 179 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ■ 180 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ■ 181 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ■ 182 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○リスクマネジメントに関する最終責任者は園長としています。 ○ヒヤリハットの記録や対策を迅速に進めています。ヒヤリハット事案については早急に全職員で共有するとともに、解決に向けての話し合い、対策を講じて再発防止に努めています。 ○園内で事故が発生しやすい場所や時間等を示すマップを作成して、事故防止、再発防止に努めています。 ○事故対応・救急対応マニュアルがあり対応手順等を職員に周知しています。 ○安全マニュアルにもとづき定期的な安全点検が行われています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a)	■ 183 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ■ 184 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 ■ 185 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ■ 186 感染症の予防策が適切に講じられている。 ■ 187 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。 ■ 188 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 ■ 189 保護者への情報提供が適切になされている。	○園では感染症対応マニュアルを作成しています。配置されている看護師を中心に、園内や職員の衛生管理、感染予防対策、給食調理にかかわる対策等を詳細に明示し、職員に周知徹底しています。また、説明書にも「保健衛生」について詳しく記載し、保護者会で説明しています。 ○感染症が発生した場合は、症状に応じて関係機関と相談、指示を受けながら対応しています。保護者の理解を得たうえで、プライバシーにも配慮しながらアプリ等で保護者への感染症発生の情報提供をしています。 ○感染症発生時には看護師が対応します。保育室から隔離して蔓延を防ぐとともに、感染したこどもの不安を取り除くよう声掛けをしながら、安心して迎えが待てるようにしています。
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a)	■ 190 災害時の対応体制が決められている。 ■ 191 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。 ■ 192 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ■ 193 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ■ 194 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○保育園の位置的・構造的条件等を把握したうえで、非常災害対策訓練年間計画が策定され、災害時の対応についてマニュアル化しています。計画に沿って毎月避難訓練を実施し、自然災害や緊急事態が発生した時の手順を熟知できるようにしています。 ○消防士や警察官など立合の下、様々な想定をして避難・通報訓練、消火訓練、不審者対策訓練などを実施しています。災害時でも使える連絡手段の訓練として、アプリを使った情報伝達、保護者への引き渡し訓練も行っています。 ○食料や備品等の備蓄リストを作成しています。備蓄品の準備があることを地域にも知らせ、協力体制を敷いています。 (水・乾パン・わかめ、缶詰、粉ミルク、おむつなど)

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a)	■ 195 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ■ 196 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。 ■ 197 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ■ 198 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 ■ 199 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。	○全体的な計画は、目標が明記されています。目標を達成するための保育の方法、養護と教育を両軸にした年齢別目標や育てたい子どもの姿、保育の環境、地域や小学校との連携、危機管理、配慮事項、子育て支援策などが明記されています。 ○保育の実施方法として、指導計画を作成し、年齢ごとの基本的な生活習慣の育ちを大切にしています。1日の流れも確認され実施されています。 ○職員は新人研修や、専門的な研修を受講し、保育の実施方法が周知徹底されています。 ○保育の方法は「保育指針」を基準としていますが、園独自のマニュアルも策定しています。
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a)	■ 200 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。 ■ 201 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。 ■ 202 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。 ■ 203 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○職員会では、指導計画の「評価・反省」の内容から、保育実践や環境設定がこどもにとってふさわしかったかなどを確認し、必要があれば計画の修正も行います。 ○指導計画の反省評価欄は、こどもの姿ではなく、より具体的に、職員の実践そのものに焦点が当たるような記入内容となるよう心がけています。園長は各記録を丁寧に読み込み、個別指導やアドバイスをしています。記録がタブレット化した時代において、紙ベースでの記録のように指導が行き届きにくい中、大変な作業であると思いますが、職員の資質向上に向けて毎日、丁寧に取り組まれています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
		(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a)	■ 204 指導計画作成の責任者を設置している。 ■ 205 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ■ 206 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ■ 207 (保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。 ■ 208 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。 ■ 209 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ■ 210 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。 ■ 211 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	○指導計画は全体的な計画にもとづいて、こどもの発達や状況に応じた計画を作成しています。 ○入園時には、こどもの基本情報を把握するため、所定の形式による児童票や健康記録、生活の記録等の提出をお願いしています。事前情報から、必要に応じて個別面談を行ない、個別支援が必要な場合は専門機関などと連携をして、こどもにとって必要な支援が届くようにしています。 ○子ども一人ひとりの発達や保護者の意向を取り入れて、1、2歳児は個別月間指導計画を作成しています。 ○外部関係機関などとも連携し、保育の質の向上を図るとともに、個々の状況に応じて定期的な検証が行われています。
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a)	■ 212 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ■ 213 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ■ 214 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ■ 215 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 ■ 216 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	○指導計画の見直しは、職員会、園内支援会議、クラス会などで定期的に検討しています。保育記録の確認やこども・保護者のニーズに沿い、評価・反省のもと課題を明らかにして次期の指導計画に反映させていました。保護者にも同意を得て変更しています。 ○緊急な変更があった場合は、朝礼や、各職員が出勤次第の連携、アプリ等での確認など様々な仕組みを作り、より迅速で確実に周知する工夫をしていました。 ○見直しの際には、PDCAサイクルを継続して実施しながら、保育の質の向上を図っています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
		(3) 福祉サービスの実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	■ 217 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ■ 218 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。 ■ 219 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ■ 220 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ■ 221 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。 ■ 222 コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○こども一人ひとりの発達状況や生活状況は統一した様式の児童票、健康調査書、成長記録、経過記録等に記録し把握しています。保育要録として県が定めた統一様式により家庭の調べや発達状況、健康診断等が記録されていました。 ○こどもの姿や保育について記録され、定期的な会議によって全職員間で共有されています。 ○記録の書き方は職員間で差異が生じないように、リーダーや園長が指導しています。園長は一人ひとりの保育記録の確認をし、必要に応じたアドバイスを行っています。 ○個人計画、指導計画が作成され、申し送りや引継ぎが適切に行われています。そのうえでこどもや保護者に必要な保育や支援を継続的に行う仕組み作りができています。
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	■ 223 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ■ 224 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ■ 225 記録管理の責任者が設置されている。 ■ 226 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ■ 227 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ■ 228 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	○個人情報保護について、保護者には入園児に重要事項説明書をもとにわかりやすく説明をしています。 ○記録管理の最終責任者は園長です。こどもの記録等の個人情報は規定に準じて園長が管理、適正に保管や廃棄を行っています。 ○職員は個人情報保護についての研修を受け、就業規定の遵守規則について理解をしています。全職員は個人情報保護について誓約書を提出しています。 ○こどもの記録等に関わる内容が入ったパソコンは一切の持出を禁止するとともに、パソコン番号により厳密に管理されています。毎日の終わりには、遅番職員が全番号のパソコンが揃っているかを確認して帰宅しています。